

物 品 売 買 契 約 書

永平寺町長 河合 永充(以下「売払人」という。)と (以下「買受人」という。)とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売払人買受人双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物品)

第2条 売払人は、その所有する次の物品(以下「売買物品」という。)を買受人に売り渡し、買受人はこれを買う。

物 品 の 表 示	初 年 度 登 録	数 量	備 考

(売買代金)

第3条 売買代金は 円とする。

(契約保証金)

第4条 買受人は、契約保証金として 円をこの契約締結と同時に売払人に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(売買代金の納入期限)

第5条 買受人は、売買代金から買受人が既に納付した契約保証金を除く金額を、一括して令和8年11月4日までに永平寺町指定金融機関及び収納代理金融機関に納入するものとする。

(契約保証金の充当)

第6条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、売払人において売買代金の一部に充当するものとする。

(契約保証金の処分)

第7条 買受人が、第5条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、町に帰属するものとする。

(所有権の移転)

第8条 売買物品の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに売払人から買受人に移転するものとする。

(名義変更手続き及びその費用)

第9条 買受人は、前条の規定により売買物品の所有権が移転した後、速やかに売払人に対し譲渡証明書等名義変更に必要な書類の交付を請求するものとする。

2 買受人は、売払人から交付された譲渡証明書等により、遅滞なく名義変更手続きを行うものとする。この場合に必要費用は、買受人の負担とする。

(売買物品の引渡し)

第10条 売払人は、第8条の規定による所有権の移転の後、売買物品を現状のまま買受人に引き渡すものとする。

2 買受人は、売買物品の引渡しを受けたときは、売払人の定めるところにより、直ちに受領書を売払人

に提出するものとする。

(危険負担)

第11条 この契約締結後、売買物品の引渡しまでにおいて、売買物品が売払人の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、買受人の負担とする。

(担保責任)

第12条 買受人は、この契約締結後、売買物品に隠れた不具合等のあることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(解除)

第13条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(買受人の原状回復義務等)

第14条 買受人は、前条の規定により契約が解除されたときは、売払人の指定する日までに売買物品を現状に回復して売払人に返還しなければならない。ただし、売払人が該当売買物品を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(賠償責任)

第15条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 買受人は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを売払人に請求することができないものとする。

(返還金)

第17条 売払人は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を買受人に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、売払人買受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年10月 日

売払人 住所 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

氏名 永平寺町長 河合 永充

買受人 住所

氏名